

行政委員会の委員報酬の見直しについて

1 今回見直しを行う経緯

行政委員会の委員報酬については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の規定に基づき、これまで本県を含む多くの都道府県において月額で支給されてきたが、平成 21 年 1 月 22 日に大津地裁で、月額報酬を支払うことは違法であるとの判決が出され、この判決を契機に一部の道県では見直しが行われている。

また、平成 22 年 7 月の全国知事会議においても、既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととしている。

こうした動きを踏まえて、本県においても、行政改革の視点などから行政委員の報酬のあり方の見直しに向けた検討を進めてきたところである。

※地方自治法（抜粋）

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

※全国知事会 行政改革プロジェクトチーム（平成 22 年 7 月 15 日）

「都道府県の行政改革〔今後の行政改革の方向性〕一中間報告一」（抜粋）

11 行政委員会の報酬見直し

3 改革の方向性

行政委員の報酬については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」の趣旨を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

ただし、全国調査の結果、現段階では見直しを実施した都道府県はまだ少数で、地方自治法の規定についての捉え方も各県により様々であること、また、司法判断を踏まえて見直す予定としている団体があること等から、全国一律の基準をもって見直すことは困難である。

今後、既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととする。

2 全国の状況

(1) 報酬の支給状況（平成23年1月現在）

- ①全ての行政委員会において日額で支給 2団体（山梨県、静岡県）
- ②一部の例外を除き全ての行政委員会において日額で支給 2団体（神奈川県、愛媛県）
- ③全ての行政委員会において日額と月額の併用で支給 3団体（青森県、広島県、熊本県）
- ④一部の行政委員会において日額と月額の併用で支給 1団体（秋田県）
- ⑤一部の行政委員会において日額で支給 17団体

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、福岡県、大分県

⑥全ての行政委員会において月額で支給 22団体

岩手県、宮城県、山形県、福島県、千葉県、石川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※網掛けの団体は大津地裁の判決後に見直しを行った団体

(2) 住民監査請求等の状況

①住民監査請求

月額報酬の支給差し止めと日額報酬制導入を求める趣旨の住民監査請求が、21都府県に対し行われた。各都府県監査委員は、いずれも請求を却下もしくは棄却している。

岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県

②住民訴訟

上記21都府県のうち16都府県において、監査結果を不服として、住民訴訟が提起されている。

宮城県、山形県、福島県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、高知県、鹿児島県

※判決の状況

- ・滋賀県は一審及び二審で県が敗訴し県が上告中
- ・兵庫県は一審及び二審で県が勝訴し原告が上告中
- ・栃木県、東京都、愛知県は一審で都県が勝訴し原告が控訴中

3 見直しにあたっての視点と方向性

(1) 検討の視点

- ① 行政改革の視点などから報酬のあり方を検討する。
- ② 勤務の実態を反映した報酬であることを基本とする。
- ③ 執行機関の委員としての継続した職責の評価、人材確保のための報酬の水準など、多角的な観点からの検討を行う。

(2) 検討の方向性

地方自治法において、日額支給が原則とされており、日額支給とすることを基本とする。しかしながら、所管する業務の範囲が広く、所掌事務が多岐にわたっており次のような業務を行っている委員会は、恒常的かつ継続的に業務を行っている。そのため委員は、定例会などの会議への出席以外にも、職務に関連した日頃の調査研究がより一層求められるため、その勤務量を勤務日数のみで量ることは難しく、月額支給とすることが適当である。

<月額報酬制が適当と考えられる委員会>

個別案件への対応が中心というよりは、所管する業務について、長期的視点を持った行政施策全般にわたる基本方針や計画の策定、制度の企画立案を行うとともに、決定された基本方針などを展開するための施策を実施し、その進捗状況を把握するなど、適正な事務執行の管理を行っている委員会

4 各行政委員会について

別添資料のとおり

資料7 行政委員会について

資料8 各行政委員会の職務権限、活動内容等

資料9 平成22年6～8月における委員1人1月あたりの平均活動日数

5 見直し案

(1) 支給方法

検討の方向性を踏まえ、次のとおり日額支給とする委員会と月額支給とする委員会とに分ける。

日額制：選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

月額制：教育委員会、監査委員、公安委員会、人事委員会

(2) 報酬額

金額については、資料 10 のとおりとする。

①日額報酬

日額制に見直した他団体の改定手法に準拠して算定した下表の額を適用する。

職名	報酬額	算定方法
委員長 (又は会長)	29,000	610,000 円 ÷ 21 日 = 29,047 円 ※常勤の監査委員の給料月額を 1 ヶ月あたりの実勤務日数 (21 日) で割り戻した額
委 員	25,000	29,000 円 × 180,000 ÷ 208,000 = 25,096 円 ※委員長の報酬額に月額制とする委員会の委員長と委員の報酬額の割合を乗じた額

(理由)

- i 日額制に見直した団体の多くが、常勤の委員の給料月額を 1 ヶ月あたりの実勤務日数 (21 日) で割り戻した額を適用している。
- ii 執行機関の委員としての職責の重さは基本的に同じと考えられることから、日額制を導入する委員会は全て同額とする。

②常勤の監査委員の給料（月額）

日額報酬の算定において常勤の監査委員の給料月額を基礎とすることから、その水準についても検討を行い、下表のとおり改定する。

職名	区分	給料 (月額)	算定方法
監査委員 (常勤)	現行	616,000	財政力指数 E グループの団体の出納長との割合を平均した数値を本県出納長の月額に乗じて算出(H10 年改正時) 以後は知事等特別職の改定率により改定
	改定後	610,000	1,220,000 円 × 50% = 610,000 円 知事の給料月額の 50%

(理由)

- i 平成 10 年改正時に出納長の給料月額を基準に算出していたが、現在、出納長の職が廃止されているため、今後は知事の給料月額を基準に算出する。
- ii 財政力指数 E グループの他団体の常勤監査委員と知事の給料月額の割合が 50.8% であることから、知事の給料月額の 50% とする。

③月額報酬

財政力指数が同程度の団体との均衡を考慮して、下表のとおり改定する。

委員会名	職名	現行		改定後		差額 (円)	改定率 (%)
		報酬額 (円)	全国 順位	報酬額 (円)	全国 順位		
教育委員会	委員長	272,000	9/40	208,000	28/40	△64,000	△23.5
	委員	195,000	20/40	180,000	27/40	△15,000	△7.7
監査委員	委員	239,000	22/39	208,000	32/39	△31,000	△13.0
	委員(議選)	110,000	28/40	104,000	33/40	△6,000	△5.5
公安委員会	委員長	208,000	28/42	同左	同左	—	—
	委員	180,000	28/42	同左	同左	—	—
人事委員会	委員長	208,000	24/37	同左	同左	—	—
	委員	180,000	26/39	同左	同左	—	—

【参考】財政力指数Eグループの他団体の状況

委員会名	職名	報酬額(円)				平均額 (円)
		秋田県	鳥取県	島根県	長崎県	
教育委員会	委員長	185,000	191,000	225,000	237,000	209,500
	委員	172,000	156,000	185,000	198,000	177,750
公安委員会	委員長	185,000	191,000	225,000	237,000	209,500
	委員	172,000	156,000	185,000	198,000	177,750
人事委員会	委員長	併用	191,000	225,000	237,000	217,667
	委員	併用	156,000	185,000	198,000	179,667
		3委員会	委員長	212,222		
		平均	委員	178,389		

(理由)

- i 執行機関の委員としての職責の重さは基本的に同じと考えられることから、月額制を導入する委員会は全て同額とする。
- ii 月額については、財政力指数Eグループの他団体との均衡を考慮した額とする。
- iii 監査委員は独任制の執行機関で各委員が独立して職務を行うため委員長の額を採用することが適当である。議会の議員の中から選出された監査委員については、監査委員の報酬額の半分（全国平均は50%程度）とする。

(3) その他の取扱い

①日額報酬の支給対象とする業務の範囲

定例会等への出席、その他委員会業務を行った場合に日額報酬を支給する。

②月額で定められている報酬の取扱い

報酬額が月額で定められている委員について、職務を執行できない場合は、日割りによる支給を行う。

③適用時期

平成23年4月1日（予定）

